

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○公印規程の一部を改正する訓令

○文書規程の一部を改正する訓令

告 示

○宮城県政オンブズマン設置要綱を廃止する告示

○狩猟期間の延長

○狩猟期間の延長及び狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除

○昭和四十三年宮城県告示第六六十八号(鳥獣保護区の設定)の一部改

正

○昭和五十三年宮城県告示第九百四十八号(鳥獣保護区の設定)の一部改

正

○休猟区の指定

○特例休猟区の指定

○特定猟具使用禁止区域(銃)の指定

○昭和四十六年宮城県告示第九百七十五号(銃猟禁止区域の設定)の一部

改正

○平成六年宮城県告示第千二百二十四号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正

○平成七年宮城県告示第千三百三十九号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正

○平成十年宮城県告示第千七百七号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正

○平成十一年宮城県告示第千二百三十五号(銃猟禁止区域の設定)の一部

ページ

改正

○平成十三年宮城県告示第千八十四号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正

○平成十五年宮城県告示第千二百二十四号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)

○平成二十年宮城県准看護師試験の実施

○肥料の登録有効期間の更新

○肥料の登録事項の変更

○肥料の登録の失効

○特殊肥料の検査結果の公表

○飼料試験結果の公表

○道路の区域変更

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部

を改正する告示

公 告

○開発行為に関する工事の完了

人事委員会

○人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則

○人事委員会規則七・五十三(地域手当)の一部を改正する規則

公安委員会

○警備業法第二十一条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習

の実施

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十三号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項の表所長の項中、「保健福祉事務所の地域事務所」の下に、「大阪事務所名古屋産

業立地センター」を加える。

() 一七

() 一七

() 一七

(NPO活動促進室) 一七

(医療整備課) 一七

(農産園芸環境課) 一八

() 一八

() 一八

() 一九

(畜産課) 一九

(道路課) 二〇

() 二〇

(会計課) 二〇

() 二〇

(建築宅地課) 二二

() 二二

() 二二

() 二二

() 二二

() 二二

() 二二

() 二二

() 二二

() 二二

() 二二

() 二二

() 二二

() 二二

() 二二

() 二二

() 二二

第六十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 大阪事務所に、次のセンターを置く。

宮城県大阪事務所名古屋産業立地センター	名古屋市長	名古屋市長
名古屋市長	名古屋市長	名古屋市長

第六十二条に次の一項を加える。

5 前項の所掌事務のうち、名古屋産業立地センターの分掌事務は同項第二号に掲げる事務とする。

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三十号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表9の項中

文 書 用 一 般	方 二 〇	宮 城 県 東 部 所 支 署 支 所
文 書 用 一 般	方 二 〇	宮 城 県 東 部 所 支 署 支 所
支 所 支 署 支 所	支 所 支 署 支 所	支 所 支 署 支 所

を

文 書 用 一 般	方 二 〇	宮 城 県 東 部 所 支 署 支 所
支 所 支 署 支 所	支 所 支 署 支 所	支 所 支 署 支 所

に改める。

文 書 用 一 般	方 二 〇	宮 城 県 東 部 所 支 署 支 所
支 所 支 署 支 所	支 所 支 署 支 所	支 所 支 署 支 所

附 則

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第三十一号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号(2)中「宮大第 号 宮城県大阪事務所」を

「宮大第 号 宮城県大阪事務所

宮大第 号 宮城県大阪事務所名古屋産業立地センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第一千二十号

宮城県政オンブズマン設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県政オンブズマン設置要綱を廃止する告示

宮城県政オンブズマン設置要綱（平成八年宮城県告示第一千二百二十六号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。

○宮城県告示第一千二十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、次のとおり狩猟期間を延長する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 対象狩猟鳥獣

イノシシ

二 対象区域

仙台市（全域）

白石市（全域）

角田市（全域）

刈田郡蔵王町（全域）

柴田郡大河原町（全域）

柴田郡村田町（全域）

柴田郡柴田町（全域）

柴田郡川崎町（全域）

伊具郡丸森町（全域）

亘理郡亘理町（全域）

亘理郡山元町（全域）

三 延長する狩猟期間

宮城県イノシシ保護管理計画の期間（平成二十年十一月一日から平成二十四年三月三十一日まで）

内において、二月十六日から三月十五日まで（猟法については、わな猟及び当該わなに掛かったイ

ノシシを捕殺するための銃器の使用に限る。）

○宮城県告示第十二十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第二項及び第三項の規定により、次のとおり狩猟期間の延長及び狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の一部を解除する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 狩猟期間の延長

1 対象狩猟鳥獣

二ホンジカ

2 対象区域

石巻市（全域（鳥しよを除く。））
牡鹿郡女川町（全域（鳥しよを除く。））

3 延長する狩猟期間

牡鹿半島二ホンジカ保護管理計画の期間（平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで）に限る。（内において、二月十六日から同月末日まで）

二 狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除

1 対象狩猟鳥獣

二ホンジカ

2 対象区域

石巻市（全域（鳥しよを除く。））

牡鹿郡女川町（全域（鳥しよを除く。））

3 解除後の捕獲等の数の一日当たりの上限

二頭（うち雄の上限は一頭）

○宮城県告示第十二十三号

昭和四十三年宮城県告示第六六十八号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

愛宕山鳥獣保護区の項第一号及び第三号を次のように改める。

二 区域

岩沼市志賀地内県道岩沼蔵王線と林道田中線との交点を起点とし、同所から同林道を南西進し柴

田郡柴田町大字富沢地内において町道富沢二二号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道

富沢一―号線に接続し、同所から同町道を南進し町道富沢二五号線との交点に至り、同所から同町

道を西進し町道富沢七号線に接続し、同所から同町道を西進し林道雨乞線に接続し、同所から同林

道を西進し町道入間田二―号線との交点に至り、同所から同町道を北西進し林道雷・馬場線との交点

に至り、同所から同林道を北進し県道岩沼蔵王線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に

至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

愛宕山鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、岩沼市及び柴田郡柴田町とにまたがる区域で、スギ、アカマツ、落葉広葉樹など豊かな自然が残されており、野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たしている。よって、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

宮床鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

黒川郡大和町宮床地内県道大和宮城線と町道五ノ坊線との交点を起点として、同所から同町道を西進及び北に進み町道宮床難波線との交点に至り、同所から同町道を東進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を南西進し起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

宮床鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、南川ダム、笹倉山、撫倉山などに囲まれた県立自然公園船形連邦の一部であり、高木性広葉樹林が多数存在し、豊かな自然が残されている。保護区により野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たしている。よって、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

泉ヶ岳鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

仙台市泉区福岡地内県道泉ヶ岳公園線と林道上平線との交点を起点とし、同所から同林道を西及

び北西進し民有林仙台市泉区三九林班と同四〇林班の境界線との交点に至り、同所から同林班界を北西進し同四一林班との境界線に至り、同所から同三九林班と四一林班の境界線を西進し黒鼻山の山頂で仙台市と黒川郡大和町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北及び北東並びに南東に進み蘭山の山頂に至り、同所から南西にある標高六三八mの山の山頂を経て高の原林道の八の沢橋へと至る稜線を南西進し高の原林道の八の沢橋へ至り、同所から同林道を北進し林道苦桃線との交点に至り、同所から同林道を南及び南西並びに南東に進み仙台市泉区苦桃字鹿畑地内において東北電力株式会社の送電線との交点に至り、同所から同送電線を南進し県道泉ヶ岳公園線との交点に至り、同県道を北西進し起点に至る線に囲まれた区域

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

泉ヶ岳鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は県立自然公園船形連邦内にあり、泉ヶ岳を中心とした山々に囲まれ豊かな自然が残されており、野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たしている。よって、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

県民の森鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

仙台市宮城野区岩切地内県道泉塩電線と市道若宮前羽黒前一号線の交点を起点として、同所から同県道を北西進し市道台屋敷昭和線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道天神沢台谷地線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道鶴が丘幹線一号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道鶴が丘幹線二号線との交点に至り、同所から同市道を東及び北並びに西に進み市道鶴が丘幹線一号線との交点に至り、同所から同市道を北及び北西に進み市道鶴が丘八八号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県有地（宮城県泉松陵高校敷地）南端に至り、同所から同県有地東端を北進し同県有地北端から分岐する県民の森遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北進し黒川郡富谷町との境界線の交点に至り、同所から同境界線を北進し黒川郡大和町と宮城郡利

府町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東進し県道塩竈吉岡線との交点に至り、同所から同県道を南進し利府町道沢乙一号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道高鳥線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道菅谷神谷沢線との交点に至り、同所から同町道を南西進し市道若宮前羽黒前一号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

県民の森鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、仙台市宮城野区、仙台市泉区、宮城郡利府町にまたがり、県民の森として豊かな自然が残されており、保護区指定により野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たしている。よって、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

番山鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

仙台市青葉区折立地内県道仙台村田線と県道定義仙台線との交点を起点として、同所から同県道を南進及び南西に進み市道茂庭団地中央幹線との交点に至り、同所から同市道を南西及び西に進み市道茂庭台一号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道茂庭台三号線との交点に至り、同所から同市道を北西及び北並びに西に進み市道茂庭台七号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道茂庭台六号線との交点に至り、同所から同市道を北及び西に進み市道梨野本郷線との交点に至り、同所から同市道を北及び東に進み市道茂庭梨野中一号線との交点に至り、同所から同市道を北進し萱ヶ崎山へ至る山道との分岐点に至り、同所から同山道を北及び北西に進み萱ヶ崎山の頂に至り、同所から西風番山へ至る山道を北及び北東に進み西風番山の頂にある無線中継所に至り、同所から仙台市青葉区栗生五丁目に至る山道を北東及び北に進み市道栗生五丁目一―二号線との交点に至り、同所から同市道を西及び北西に進み国道四八号仙台北西道路との交点に至り、同所から同国道を東進し県道落合停車場線との交点に至り、同所から同県道を北進し国道四五七号との交点に至

り、同所から同県道を東及び北に進み県道定義仙台線との交点に至り、同所から同県道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

番山鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は仙台市中心部の西部に位置し、県指定番山、斎勝沼緑地環境保全地域の一部である。保護区の指定により豊かな自然が残置され、野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たしている。よって、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

大平鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

加美郡加美町北川内地内町道道城北川内線と林道細谷沢線との交点を起点とし、同所から同町道を北西進し町道北川内川渡線に接続し、同所から同町道を北西進し町道大平線との交点に至り、同所から同町道を北進し国有林道烏川線に接続し、同所から同林道を北西進し濁沢との交点に至り、同所から国有林二八―林班内の小班群界（稜線）を北進し文部科学省所有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し濁沢に至り、同所から県有林と同文部科学省所有地との境界線を東進し、旧玉造郡鳴子町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東進し旧加美郡宮崎町、旧玉造郡鳴子町及び旧加美郡中新田町の三方境界交点に至り、同所から旧加美郡宮崎町と旧加美郡中新田町の境界線を南東進し作業道山神前線との交点に至り、同所から同作業道を南西進し林道細谷沢線との交点に至り、同所から同林道を西進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

大平鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

本区域は、奥羽山脈の麓に位置する森林地帯である。落葉広葉樹を主とする自然度の高い森林が広がり、多種多様の植物が育成し、地形は起伏変化に富み野生動物にとつて良好な生息環境である。また、大型獣類の季節移動や繁殖個体の移動分散経路としても重要な地域となっている。このため、鳥獣保護区の指定期間を更新し、野生鳥獣の保護繁殖と生息域の連続性及び移動経路の確保を図るものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

二 区域

加護坊山鳥獣保護区の項第一号及び第三号を次のように改める。

大崎市田尻大貫地内県道河南築館線と市道大貫涌谷線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し遠田郡涌谷町との境界線との交点に至り、同所から林道釜場線を南進し県道涌谷田尻線との交点に至り、同所から同県道を西進し林道長坂線との交点に至り、同所から同林道を北進し市道百々加護坊山線との交点に至り、同所から同市道を西進し大崎市田尻地内新田目に至る山道との交点に至り、同所から同山道を北進し市道下山居下曲田線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道河南築館線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

加護坊山鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

本区域は、「加護坊・笹岳山緑地環境保全地域」内にあり、大崎平野の代表的な丘陵地帯で森林鳥獣の生息地として適した環境を維持しており、重要な地域となっていることから、鳥獣保護区の期間を更新し、野生鳥獣の保護繁殖と生息域の確保を図るものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

金成鳥獣保護区の項第一号及び第三号を次のように改める。

二 区域

栗原市金成日向地内国道四号と市道机木沢線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し市道岩崎机木沢線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道大上線との交点に至り、同所から同市道を西進し栗原市栗駒との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し県道栗駒金成線との交点に至り、同所から同県道を東進し国道四号との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

金成鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、岩手県境の栗原市金成地区中心に位置し、一級河川金流川流域で草地や沼が多く散在していることから、自然環境が豊かで餌も豊富にあるため、キジ、ヤマドリ等の生息地として適切な環境ある地域である。よって、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

鹿折鳥獣保護区の項第一号及び第三号を次のように改める。

二 区域

県道気仙沼陸前高田線と市道東中才線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し市道東中才二〇号線との交点に至り、同所から同市道を東及び北東に進み国有林三二一林班と同三二二林班の境界線に接続し、同所から同境界線を北東進し旧気仙沼市と旧本吉郡唐桑町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東進し国有林と民有林との境界線に接続し、同所から同境界線を南東進し国有林と気仙沼市有林との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し只越沢との交点に至り、同所から南及び南東に進み国道四五号に至り、同所から同国道を西及び北西に進み市道只越峠一号線との交点に至り、同所から同市道を北及び南西に進み旧気仙沼市と旧唐桑町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し県道気仙沼唐桑線に至り、同所から同県道を西進し市道東中

才東八幡前線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

鹿折鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は気仙沼市の市街地と海岸部近接し、区域西方には鹿折みどりのふれあい広場が設置されるなど、豊かな自然が残されており、保護区指定により北上山系の野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たしている地域である。よって、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

（神割崎鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。）

二 区域

本吉郡南三陸町長清水地内長清水河口の右岸を起点とし、同所から船形島西端を直線で結び、同島東端から双子島及び黒島の東端並びに石巻市北上町地内金比羅崎を直線で結び、同所から海岸線を北西進し石巻市北上町相川河口に至り、同所から同河川を西進し旧国道三九八号との交点に至り、同所から同国道を北東及び北西に進み南三陸町長清水との交点に至り、同所から同河川を北進し起点に至る線で囲まれた内陸及び島しょ海面の一円の区域（船形島、双子島及び黒島の全島を含む）

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

神割崎鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 希少鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、本吉郡南三陸町及び石巻市北上町にまたがっており、その海岸・海面を中心とした区域である。区域内のほとんどが南三陸金華山国定公園に指定されており、絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）で「国内希少野生動植物」に指

定されているミサゴが確認されている。人家等が少なく、野生鳥獣の生息に適した地域であることから、保護繁殖を図るために引き続き指定するものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

長面鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

石巻市尾ノ崎地内県道釜谷大須雄勝線尾ノ崎橋の西橋台を起点とし、同所から同県道を南東進し国有林五七二林班と同五二二林班との境界線に至る尾根に至り、同所から同尾根を南進し、明神山山頂に至り、同山頂から同五七二林班南端を西進し同五七三林班との境界線に至り、同所から同境界線を西進し長面集落から雄勝集落に通じる山道との交点に至り、同所から同山道を西及び北東に進み長面浦水辺に至り、同所から同水辺を北西及び北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

長面鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、長面浦を中心とした区域である。区域内は全域が硯上山万石浦県立自然公園に指定されており、森林性野生鳥獣の生息環境が良好に保全されている。また、長面浦には、冬期のガン・カモ科鳥類の飛来地になっており、毎年多数飛来することから、引き続き鳥獣保護区として更新するものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

○宮城県告示第千二十四号

昭和五十三年宮城県告示第九百四十八号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

白石鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

白石市地内の国道四五七号と児捨川との交点を起点とし、同所から同河川左岸を東進し白石川との合流点に至り、同所から同河川左岸を南進し齋川との合流点に至り、同所から同河川左岸を南東及び南に進み国道一一三号との交点に至り、同所から同国道を東進し市道郡山鷹巣線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道鷹巣線との交点に至り、同所から同河川左岸を南進し市道坂谷線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道威徳寺前線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道一本木通り線との交点に至り、同所から同市道を北進し国道一一三号との交点に至り、同所から同国道を西進し市道尾節線との交点に至り、同所から同市道を北及び東に進み市道築場線との交点に至り、同所から同市道を西及び東に進み市道鎌先街道線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道南蔵王白石線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道下原山根線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道長袋上線との交点に至り、同所から同市道を北進し国道四五七号に至り、同所から同国道を西及び北に進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

白石鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 身近な鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、白石市の中心部に位置し、その区域内には、児捨川、白石川及び齋川の三川が流れており、昭和五十三年度の鳥獣保護区設定以来、野生鳥獣の生息環境の保護・保全が図られてきたところである。今後とも過去から引き継がれてきた多様な鳥獣相を保全し、次代に引き継ぐことができるよう引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。

なお、前回更新時（昭和六十三年度）に比べ生息環境に大きな変化はないが、野生動物の生息状況については、ここ数年、郡山地区にイノシシの出没が増え農作物の被害が著しい。自己防除や有害鳥獣捕獲で対応してきたが、近年はそれでもなお被害を防ぐことができない状況である。よって、当該区域の一部を鳥獣保護区から除外し区域を縮小するもの

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護

員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

○宮城県告示第千二十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称

1 名称 鎌先休猟区

2 区域

白石市福岡八宮地内東北電力株式会社蔵王幹線と市道三住線との交点を起点とし、同所から同市道を南東進し市道鎌先一号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道馬場先二号線との交点に至り、同所から同市道を東進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を南及び東に進み市道長袋上線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道下原山根線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道南蔵王白石線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道鎌先街道線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道梁場線との交点に至り、同所から同市道を南西及び南東に進み市道尾節線との交点に至り、同所から同市道を西及び南に進み国道一一三号との交点に至り、同所から同国道を西及び南に進み市道湯元線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道小久保平原線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道明戸前線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道鎌倉線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道小久保平原線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道沼沼線との交点に至り、同所から同市道を西及び北に進みし市道川原子ダム線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道川原子線との交点に至り、同所から同市道を北進し東北電力株式会社蔵王幹線との交点に至り、同所から同幹線を北東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで（二年間）

二

1 名称

田田休猟区

2 区域

刈田郡蔵王町大字小村崎地内町道桜町線と柴田郡村田町との境界線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し県道岩沼蔵王線との交点に至り、同所から同県道を西及び南に進み県道白石上山線との交点に至り、同所から同県道を北進し町道永野山ノ入平沢線との交点に至り、同所から同町道を北進し農道白石蔵王川崎線との交点に至り、同所から同農道を北東進し町道猿鼻線との交点に至り、同所から同町道を北西進し刈田郡蔵王町と柴田郡村田町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

三

1 名称

峠田岳休猟区

2 区域

刈田郡七ヶ宿町関地内国道一一三号と町道烏川線との交点を起点とし、同所から同町道を南進しサワガミ沢との交点に至り、同所から同沢を西及び南に進み町道烏川線(足沢橋)に通じる小川沿いの沢に至り、同所から同沢を南東進し町道烏川線(足沢橋)との交点に至り、同所から同町道を南進し宮城県と福島県との境界線に至り、同所から同境界線を北西及び南に進み林道峠田岳線に通じる作業道との交点に至り、同所から同作業道を北及び北西に進み林道峠田岳線との交点に至り、同所から同林道を北西進し町道五郎山線との交点に至り、同所から同町道を北進し国道一一三号との交点に至り、同所から同国道を東及び南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

四

1 名称

浪形休猟区

2 区域

柴田郡川崎町前川地内国道二八六号と町道荒町・前川線との交点を起点とし、同所から同町道を南及び南西に進み県道蔵王川崎線との交点に至り、同所から同県道を西進し町道前川・枇杷落線との交点に至り、同所から同町道を西進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を南西進し官行造林地と県行造林地との境界線に至り、同所から同境界線を西進し官行造林地と国有林との境界線に至り、同所から同境界線を北西進し国有林と町有林との境界線に至り、同所から同境界線を北西及び北東に進み国有林と県行造林地との境界線に至り、同所から同境界線を北東

進し県行造林地と町有林との境界線に至り、同所から同境界線を南東及び北東に進み梅木沢との交点に至り、同所から同沢を北東進し立石沢との交点に至り、同所から同沢を北西進し町道湯坪線との交点に至り、同所から同町道を北東進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を北進し国道二八六号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

五

1 名称

本砂金休猟区

2 区域

柴田郡川崎町本砂金東内野地内町道上石丸内野線と仙台市との境界線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し県道秋保温泉川崎線との交点に至り、同所から同県道を南進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を北西、北及び東に進み川崎町と仙台市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

六

1 名称

四方山休猟区

2 区域

角田市鳩原字瀬ノ木橋地内県道巨理村田線と巨理郡巨理町との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南進し県道半田山下線との交点に至り、同所から同県道を南西進し県道丸森柴田線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道巨理大河原川崎線との交点に至り、同所から同県道を北東進し市道土浮堂前線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道住吉坂下線との交点に至り、同所から同市道を北西進し県道丸森柴田線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道巨理村田線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

七

1 名称

羽出庭休猟区

2 区域

伊具郡丸森町字岡巻地内町道羽出庭砂ノ入線と林道船越線との交点を起点とし、同所から同林道を北、東及び南西に進み林道内山線との交点に至り、同所から同林道を南東進し林道小塚線との交点に至り、同所から同林道を南西進し町道羽出庭線との交点に至り、同所から同町道を東進し県道丸森梁川線との交点に至り、同所から同県道を南及び西に進み宮城県と福島県との境界線に至り、同所から同境界線を北東及び西に進み町道袖五郎線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道滝ノ上水沢線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道沼滝ノ上線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道羽出庭砂ノ入線との交点に至り、同所から同町道を北東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

八

1 名称

村田休獵区

2 区域

柴田郡村田町地内町道中央線と県道岩沼蔵王線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し柴田郡柴田町地内林道雷・馬場線との交点に至り、同所から同林道を南進し町道入間田一〇号線との交点に至り、同所から同町道を南東進し町道入間田一〇号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道入間田二〇号線との交点に至り、同所から同町道を南東及び南に進み県道巨理村田線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道巨理大河原川崎線との交点に至り、同所から同県道を北進し村田町道中央線との交点に至り、同所から同町道を北進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

九

1 名称

大亀山休獵区

2 区域

黒川郡富谷町今泉地内富谷町道大童今泉線と町道鶴巻線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し町道今泉大亀線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道沼田線との交点に至り、同所から同町道を南及び東に進み黒川郡富谷町と宮城県利府町の境界線との交点に至り、同所から

ら同境界線を南及び西に進み黒川郡富谷町と仙台市宮城野区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西及び南に進み黒川郡富谷町と仙台市泉区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し県道仙台三本木線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道西成田宮床線との交点に至り、同所から同県道を北西進し富谷町道大童今泉線との交点に至り、同所から同町道を北東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

十

1 名称

巨理四方山休獵区

2 区域

巨理郡巨理町祝田地内国道六号と県道巨理大河原川崎線との交点を起点とし、同所から同国道を南進し巨理町道東街道線との交点に至り、同所から同町道を南西進し町道鳥飼河原線との交点に至り、同所から同町道を南東進し町道砂取場線との交点に至り、同所から同町道を北東進し町道砂取場中條線との交点に至り、同所から同町道を北進し国道六号との交点に至り、同所から同国道を南進し県道半田山下線との交点に至り、同所から同県道を南西進し角田市と巨理郡山元町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し角田市と巨理町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し県道巨理大河原川崎線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

十一

1 名称

八森山休獵区

2 区域

加美郡色麻町地内色麻町道南山線と色麻町道嶽山一〇号線との交点を起点とし、同所から同町道を西進し林道青野嶽山線との交点に至り、同所から同林道を北西及び南西に進み加美町道青野線との交点に至り、同所から同町道を北及び北東に進み加美町道上区青野線に接続し、同所から同町道を北東進し加美町道月崎川底線との交点に至り、同所から同町道を南及び東に進み色麻町道北山線との交点に至り、同所から同町道を南東進し色麻町道南山線との交点に至り、同所から同町道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

十二

1 名称

多田川休猟区

2 区域

加美郡加美町中新田地内県道柳沢中新田線と加美町道孫沢線との交点を起点とし、同所から同町道を北進し加美町道城生山線との交点に至り、同所から同町道を西及び北に進み県道岩出山宮崎線との交点に至り、同所から同県道を北東及び東に進み大崎市道城山西廻り線との交点に至り、同所から同市道を東進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を南進し国道三四七号との交点に至り、同所から同国道を西進し県道柳沢中新田線との交点に至り、同所から同県道を北西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

十三

1 名称

山里休猟区

2 区域

大崎市岩出山地内県道栗駒岩出山線と市道十文字小倉線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し市道芦ノ口線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道花館線との交点に至り、同所から同市道を北東及び北西に進み栗原市との境界線に至り、同所から同境界線を東及び南東に進み県道真山高清水線との交点に至り、同所から同県道を西及び北西に進み県道栗駒岩出山線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

十四

1 名称

高日向山休猟区

2 区域

大崎市鳴子温泉鬼首地内国道一〇八号と赤沢との交点を起点とし、同所から同沢を北東進し片山峠にかかる山道との交点に至り、同所から同山道を東進し市道片山線との交点に至り、同所から

ら同市道を東進し市道蟹沢線との交点に至り、同所から同市道を南西進し国道一〇八号との交点に至り、同所から同国道を西及び北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

十五

1 名称

四ツ壇原休猟区

2 区域

栗原市高清水町地内東北新幹線高架橋と県道古川佐沼線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し市道樋渡線との交点に至り、同所から同市道を南及び南東に進み県道田尻瀬峰線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道筒ヶ崎線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道藤田線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道泉谷線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道丹橋線との交点に至り、同所から同市道を南及び西に進み市道野沢前線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道袋沢線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道袋沢開拓線との交点に至り、同所から同市道を北西進し高清水地内農場北原一号線との交点に至り、同所から同農道を北西進し集落道北原線との交点に至り、同所から同集落道を南及び西に進み県道鹿島台高清水線との交点に至り、同所から同農道を北西進し農道久保田線との交点に至り、同所から同農道を南西進し農道千神線との交点に至り、同所から同農道を西進し東北新幹線高架橋との交点に至り、同所から同高架橋を北東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

十六

1 名称

稲屋敷休猟区

2 区域

栗原市栗駒中野地内市道田町滝沢線と市道稲荷前線との交点を起点とし、同所から同市道を南西進しくりはら田園鉄道の線路敷きとの交点に至り、同所から同線路敷きを南西及び西に進み市道二又元煉瓦場線との交点に至り、同所から同市道を北及び北東に進み市道大伝寺線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道二又松ヶ崎線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道中山西風線との交点に至り、同所から同市道を北西進し県道文字下細倉線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道文字上尾松線との交点に至り、同県道を北進し農道川東線との交点

に至り、同所から同農道を北進し市道栗駒文字線との交点に至り、同所から同市道を北東進し林道兎田線との交点に至り、同所から同林道を北東進し市道幡戈線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道小倉線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道馬場駒ノ湯線との交点に至り、同所から同市道を東進し国道四五七号との交点に至り、同国道を南進し市道高松倉線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道田町滝沢線との交点に至り、同所から同市道を南東進し起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで（二年間）

十七

1 名称

南ノ沢休猟区

2 区域

登米市東和町朝田貫地内国道三九八号と市道南ノ沢線との交点を起点とし、同所から同市道を北西進し市道相川線との交点に至り、同所から同市道を北東進し銅円沢との交点に至り、同所から同市道を東進し国有林六二九林班と同六三〇林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東南進し同六三一林班との交点に至り、同所から同六二九林班と同六三一林班の境界線を東南進し登米市と本吉郡南三陸町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西及び南に進み市道米谷志津川線との交点に至り、同所から同市道を西進し国道三九八号との交点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで（二年間）

十八

1 名称

南方北西部休猟区

2 区域

登米市迫町佐沼字萩洗二丁目地内県道古川佐沼線と市道中江・飯島線との交点を起点とし、同所から同農道を南西進し登米市と栗原市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し県道古川佐沼線との交点に至り、同所から同農道を北東進し起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで（二年間）

十九

1 名称
笑沢休猟区

2 区域

登米市登米町寺池道場地内道場ヶ沢と県道河南登米線との交点を起点とし、同所から同農道を南進及び西に進み市道旧北上川右岸二号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道河南米山線との交点（旧北上川豊里大橋右岸）に至り、同所から同農道を北進し東日本旅客鉄道株式会社気仙沼線との交点に至り、同所から同線を北東進し市道加々巻線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道鳥越唐崎線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道豊里小学校線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道山下一号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道小島豊里線との交点に至り、同所から同農道を北進し県道古川登米線との交点に至り、同所から同農道を東進し市道幹線用水路線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道成沢線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道銀山線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道塩釜線との交点に至り、同所から同市道を南進し民有林登米市登米町四七林班へ、と小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び北東に進み同林班ほ、と小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し市道稚児ヶ墓線との交点に至り、同所から同市道を北進し道場ヶ沢との交点に至り、同所から同沢を北東進し起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで（二年間）

二十

1 名称

須江・赤井休猟区

2 区域

石巻市須江地内県道河南登米線と大規模農道二八三号線との交点を起点とし、同農道を東及び南東並びに南西に進み国道一〇八号との交点に至り、同所から同農道を北西進し県道石巻鹿島台大衡線との交点に至り、同所から同農道を西進し東松島市と遠田郡美里町との境界線に至り、同所から同境界線を北東及び北西に進み石巻市、東松島市、遠田郡美里町との境界線に至り、同所から同境界線を北進し石巻市道前谷地旭山線との交点に至り、同所から同市道を東進し石巻市道青木広淵線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道矢本河南線との交点に至り、同所から同農道を北東進し、国道一〇八号との交点に至り、同所から同農道を北東進し県道河南登米線との交点に至り、同所から同農道を北東及び北に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

二十一

1 名称

新城南休猟区

2 区域

市道九条本線と市道高前田長柴線との交点を起点とし、同所から同市道を南西及び南に進み市道大石倉水梨子線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道気仙沼本吉線との交点に至り、同所から同県道を南西進し市道羽田線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道羽田川上線との交点に至り、同所から同市道を西及び北に進み市道廿一線との交点に至り、同所から同市道を北東進し林道手長洞木線との交点に至り、同所から同林道を東進し市道渡戸線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道表新城線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道川原崎線との交点に至り、同所から同市道を東及び南に進み国道四五号との交点に至り、同所から同国道を南進し市道田柄線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道田中百目木線との交点に至り、同所から同市道を東及び南東に進み市道後九条二号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道九条本線との交点に至り、同所から同市道を南西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

二十二

1 名称

本吉休猟区

2 区域

県道本吉室根線と林道曾坊堂線との交点を起点とし、同所から同林道を北東進し曾坊堂沢との交点に至り、同所から同沢を北東進し同沢の流域上流最遠点と愛宕山山頂を結ぶ線との交点に至り、同所から北東進し同山頂及び本吉郡本吉町と気仙沼市との境界線に至り、同所から同境界線を南東及び南に進み長の森山山頂との交点に至り、同所から同山頂と町道大谷鉱山線の起点を結ぶ線を南東進し町道大谷鉱山線との交点に至り、同所から同町道を南及び東に進み町道大谷鉱山線終点と海岸線を結ぶ線との交点に至り、同所から同結ぶ線を南東進し海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南西進し町道赤崎臨海線との交点に至り、同所から同町道を南西進し国道四五号との交点に至り、同所から同国道を南進し町道小泉大橋梨の木左岸線との交点に至り、同所から同町道を北西進し農道明戸線との交点に至り、同所から同農道を北西及び北東に進み国道三四六号との交点に至り、同所から同国道を北東進し町道津谷街裏線との交点に至り、同所から同

町道を北進し県道本吉室根線との交点に至り、同所から同県道を北西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

○宮城県告示第二十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の区域を指定する。

平成二十年十月三十一日

一 区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

浪形休猟区の全部の区域

本砂金休猟区の全部の区域

四方山休猟区の全部の区域

羽出庭休猟区の全部の区域

巨理四方山休猟区の全部の区域

二 捕獲することができる特定鳥獣

イノシシ

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

○宮城県告示第二十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域(銃)を指定する。

平成二十年十月三十一日

一 名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 名称

岩沼特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

岩沼市三色吉地内県道仙台岩沼線と岩沼市道朝日金蛇水線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し市道朝日線との交点に至り、同所から同市道を北東進し雷土用水路との交点に至り、同所から同用水路を南西進し松ヶ丘第一公園に至り、同公園の西端を南進し市道松ヶ丘一号线と

の交点に至り、同所から同市道を西進し県道仙台岩沼線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道松崎北長谷線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道松崎線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道武隈線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道土ヶ崎一号线との交点に至り、同所から同市道を北及び東に進み市道土ヶ崎六号線との交点に至り、同所から同市道を東及び南に進み市道土ヶ崎朝日線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道栄町三号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道朝日栄町線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道朝日線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道栄町堀内線との交点に至り、同所から同市道を南東進し東日本旅客鉄道株式会社東北本線との交点に至り、同所から同線路を南西進し市道根方本町線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道根方柴田線との交点に至り、同所から同市道を南西及び西に進み柴田郡柴田町との境界線に至り、同所から同境界線を北東進し民有林岩沼市一林班と、ち小班群の境界線の交点に至り、同所から同境界線を北東進し市道栗木平金蛇水線との交点に至り、同所から同市道を南東及び北東に進み市道朝日金蛇水線との交点に至り、同所から同市道を北東及び東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間
平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

二
1 名称

七北田ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区域

仙台市泉区赫但木地内市道杉ノ崎赫但木線と市道ダム入口線との交点を起点とし、同所から市道杉ノ崎赫但木線を南及び西に進み県道泉ヶ丘郷ヶ根線との交点に至り、同所から同県道を南西及び西に進み林道赫但木向北谷地線との交点に至り、同所から同林道を北西及び東に進み市道ダム入口線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間
平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

三
1 名称

仙山西特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区域

仙台市青葉区芋沢地内国道四五七号と西仙台ゴルフ場及び民有林との境界線の交点を起点とし、同所から同境界線を南東及び南西に進み私道西仙台ゴルフ場線との交点に至り、同所から同

私道を南及び南西に進み国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を南東及び南並びに西に進み県道落合停車場線との交点に至り、同所から同県道を南進し国道四八号仙台西道路との交点に至り、同所から同国道を西進し市道栗生五丁目一、二号线との交点に至り、同所から同市道を南進し西風蕃山の頂にある無線中継所に至る山道との交点に至り、同所から同山道を南西進し西風蕃山の頂にある無線中継所に至り、同所から萱ヶ崎山の頂へ至る山道を南西進し仙台市青葉区と太白区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西及び西に進み県道秋保温泉愛子線との交点に至り、同所から同県道を北進し旧県道秋保温泉愛子線との交点に至り、同所から同旧県道を北進し国有林と民有林仙台市一八六林班に、ほ小班群の境界線との交点に至り、同所から同仙台市一八六林班と国有林の境界線を西及び北東並びに南東に進み国有林と民有林仙台市一八六林班及び同一八七林班の境界線との交点に至り、同所から国有林と民有林仙台市一八七林班との境界線を北東進し同仙台市一八七林班へ、ろ小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同仙台市一八七林班へ、ろ小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し旧県道秋保温泉愛子線との交点に至り、同所から同旧県道を北西進し市道月見峠線との交点に至り、同所から同市道を北西進し農道との交点に至り、同所から同農道を西進し市道二岩倉内線との交点に至り、同所から同市道を西進しグレート仙台ゴルフ場へ至る道路との交点に至り、同所から同道を南西進し仙台市青葉区と太白区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し青葉区上愛子大針から太白区秋保町境野へ至る歩道との交点に至り、同所から同歩道を北東進し青葉区上愛子字五ツ森と上愛子字道上の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し青葉区上愛子字岩多羅山と上愛子字西原の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し青葉区上愛子字岩多羅山と上愛子字山神の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し青葉区上愛子字五ツ森と上愛子字山神の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し市道山神線との交点に至り、同所から同市道を北西及び北東に進み市道倉内赤生木線との交点に至り、同所から同市道を北東進し国道四八号との交点に至り、同所から同国道を東進し市道赤生木畑前線との交点に至り、同所から同市道を北進し広瀬川左岸との交点に至り、同所から同左岸を西及び北に進み大倉川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北進し青葉区芋沢字中田西と芋沢字畑前北の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し市道倉内八ツ前との交点に至り、同所から同市道を北進し県道仙台定義線との交点に至り、同所から同県道を南東進し仙台市青葉区芋沢字畑前北より蒲沢山へ至る山道との交点に至り、同所から同山道を北及び東に進み林道芋沢線との交点に至り、同所から同林道を南東進し国有林三十三林班の作業道との交点に至り、同所から

同作業道を北東進し銅谷原川左岸との交点に至り、同所から同銅谷原川左岸を南東進し市道銅谷原線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道赤坂明神線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道上辺田横手線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道明神板橋線との交点に至り、同所から同市道を北東進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで(二十年間)

四

1 名称

南川ダム特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

黒川郡大和町吉田地内大和町道担ノ原線と七ツ森遊歩道との交点を起点とし、同所から同遊歩道を南進し町道宮床難波線との交点に至り、同所から同町道を西進し林道鍛冶敷線との交点に至り、同所から同林道を東及び北に進み町道担ノ原線との交点に至り、同所から同町道を東及び北に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで(二十年間)

五

1 名称

新広岡台特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

大崎市松山千石地内市道広岡文化丁線と市道上野西線との交点を起点とし、同所から市道上野西線を南進し市道上野極楽橋線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道上野前田沢南線に接し、同所から同市道を東及び南に進み林道上野線に接し、同所から同林道を南進し作業道の交点に至り、同所から同作業道を北進し市道上野前田沢高寺森線との交点に至り、同所から同市道を南進し前田沢水路に至り、同所から同水路を西及び北東に進み市道高寺森線との交点に至り、同所から同市道を西及び南に進み和賀山と名取沢の境界線(作業道)との交点に至り、同所から同境界線を北進し市道広岡次橋線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道広岡文化丁線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

六

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで(二十年間)

1 名称

女川特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

牡鹿郡女川町浦宿浜地内国道三九八号と町道浦宿一五号線との交点を起点とし、同所から同町道を北進し民有林女川町五九林班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し同六二林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び北東に進み林道黒森線との交点に至り、同所から同林道を東進し同六五林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し同六四林班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北及び南東並びに北東に進み同六七林班との境界線の交点に至り、同所から同境界線を西進し町道清水一八号線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道清水一九号線の交点に至り、同所から同町道を東進し町道一級大原本通線との交点に至り、同所から同町道を南進し国道三九八号との交点に至り、同所から同国道を南西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで(二十年間)

七

1 名称

長浜特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

石巻市八幡町地内国道三九八号内海橋の東橋台を起点とし、同所から同国道を南東進し市道松原一号线との交点に至り、同所から同市道を南進し海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を西及び北に進み旧北上川河口に至り、同所から同河口の左岸を北進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで(二十年間)

○宮城県告示第千二十八号

昭和四十六年宮城県告示第九百七十五号(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

仙台東銃獵禁止区域の項第一号を次のように改める。

二 区域

仙台市宮城野区地内国道四五号福田橋左岸を起点とし、同所から七北田川左岸を北西進し県道仙
 台松島線との交点に至り、同所から同県道を北東進し仙台市道若宮前羽黒前二号線との交点に至り、
 同所から同市道を北東進し市道若宮前羽黒前一号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し利
 府町道菅谷神谷沢線との交点に至り、同所から同町道を北東進し町道高島線との交点に至り、同所
 から同町道を北進し町道沢乙一号線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道塩竈吉岡線との
 交点に至り、同所から同県道を北進し宮城郡利府町と黒川郡大和町の境界線との交点に至り、同所
 から同境界線を東及び南東並びに北東に進み林道節ヶ崎線との交点に至り、同所から同林道を南進
 し内の目橋を経て林道内の目線との交点に至り、同所から同林道を南西進し鷹戸屋無線中継所から
 惣の関ダムへ注ぐ沢との交点に至り、同所から同沢を南進し鷹戸屋無線中継所に至り、同所から峰
 通りを南東及び北東に進み民有林利府町二二林班ち八、一一小班的境界線との交点に至り、同所か
 ら同境界線を北東進し利府町道惣の関線との交点に至り、同所から同町道を南及び南東に進み県道
 仙台松島線との交点に至り、同所から同県道を南西進し利府町道東町線との交点に至り、同所から
 同町道を南西進し町道関根線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道塩竈吉岡線との交点に
 至り、同所から同県道を南東進し宮城郡利府町と塩竈市の境界線との交点に至り、同所から同境界
 線を南西進し県道塩竈吉岡線との交点に至り、同所から同県道を北西進し利府町道笹町在加瀬線と
 の交点に至り、同所から同町道を南西進し町道在加瀬線との交点に至り、同所から同町道を南西及
 び南に進み貴船神社北側に至る里道との交点に至り、同所から同里道を東進し多賀城市道市川線と
 の交点に至り、同所から同市道を北東進し多賀城市と塩竈市の境界線との交点に至り、同所から同
 境界線を南及び東に進み市道下馬森郷線との交点に至り、同所から同市道を南東進し県道塩竈七ヶ
 浜多賀城線との交点に至り、同所から同県道を東進し七ヶ浜町道君ヶ岡線との交点に至り、同所か
 ら同町道を東及び南に進み県道塩竈七ヶ浜多賀城線との交点に至り、同所から同県道を南西進し町
 道菅蒲田海岸線との交点に至り、同所から同町道を南進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線
 を南進し眺望崎に至り、同所から海岸線を南西進し仙台港北防波堤基部に至り、同所から向洋埠頭
 東北端に直進し、同所から仙台港岸壁を南西進し仙台塩竈港（仙台港区）臨港道路南海岸線との交
 点に至り、同所から同道路を西及び北西並びに南西に進み仙台塩竈港（仙台港区）臨港道路南幹線
 との交点に至り、同所から同道を南進し仙台塩竈港（仙台港区）臨港道路蒲生幹線との交点に至り、
 同所から同道を西進し仙台市道西原一号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道西原一
 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道西原九号線との交点に至り、同所から同市道を
 南進し市道西原七号線との交点に至り、同所から同市道を南進し七北田川左岸貞山堀北開門西側基

部に至り、同所から七北田川右岸県道仙台・亘理自転車道線の東北端に直進し、同所から同県道を
 北西進し国道四五号福田橋に至り、同所から同橋を東進し七北田川左岸に至り、同所から同川左岸
 を北東及び北西に進み起点に至る線に囲まれた区域
 板嵐銃獵禁止区域の項を削る。

○宮城県告示第千二十九号

平成六年宮城県告示第千二百二十四号（銃獵禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十
 年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

齋勝沼銃獵禁止区域の項を削る。

○宮城県告示第千三十号

平成七年宮城県告示第千三百三十九号（銃獵禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十
 年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

明神銃獵禁止区域の項を削る。

○宮城県告示第千三十一号

平成十年宮城県告示第千七百七号（銃獵禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十年十
 一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河南銃獵禁止区域の項第一号を次のように改める。

二 区域

石巻市広洲地内国道一〇八号と県道矢本河南線との交点を起点とし、同所から同県道を南西進し
 市道青木広洲線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道前谷地旭山線との交点に至り、同所
 から同市道を北西及び北東に進み県道河南南郷線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道前
 谷地旭山線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道大沢箱清水線との交点に至り、同所から
 同市道を西進し市道惣五郎坂線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道河南南郷線との交
 点に至り、同所から同県道を北西進し市道鳥谷坂大橋線との交点に至り、同所から同市道を北東進
 し国道一〇八号との交点に至り、同所から同国道を南西及び南に進み市道川羽沼線との交点に至り、
 同所から同市道を南東進し市道一一号線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道米ヶ崎線

との交点に至り、同所から同市道を南進し県道河南登米線との交点に至り、同所から同県道を南西進し国道一〇八号との交点に至り、同所から同国道を南西進し起点に至る線で囲まれた区域

○宮城県告示第千三十二号

平成十一年宮城県告示第千二百三十五号(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

角田阿武隈川銃猟禁止区域の項第二号を次のように改める。

二 区域

角田市地内県道巨理大河原川崎線と県道丸森柴田線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み市道風呂呂坂津田線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道角田橋半田線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み河川管理者東北地方整備局所管の河川管理用道路との交点に至り、同所から同河川管理用道路を南西に進み市道北大坊寄井線との交点に至り、同所から同河川管理用道路を南進し市道郡山賀川線との交点に至り、同所から館矢間舟着場を直線で結び、同所から阿武隈川左岸を北東及び北西に進み県道巨理大河原川崎線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線で囲まれた区域

○宮城県告示第千三十三号

平成十三年宮城県告示第千八十四号(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

高野原銃猟禁止区域の項及び上愛子銃猟禁止区域の項を削る。

○宮城県告示第千三十四号

平成十五年宮城県告示第千二十四号(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

下愛子・芋沢銃猟禁止区域の項を削る。

○宮城県告示第千三十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動

法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ソキウスせんたい

一 代表者の氏名 増子 恵子

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区旭ヶ丘四丁目二十四・二十三・一〇二

三 定款に記載された目的 この法人は、地域の福祉に寄与することを目的に、精神障害者の社会参加を支援し、事業の円滑な運営を行うものとする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年十月八日

○宮城県告示第千三十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 朝市センター保育園

一 代表者の氏名 増田 隆男

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区中央四丁目三番二十八号 朝市ビル五階

三 定款に記載された目的 この法人は、多様な保育サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるように支援することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年十月十五日

○宮城県告示第千三十七号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十八条の規定により、平成二十年度宮城県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十年十月三十一日

一 試験期日 平成二十一年二月十日(火)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

午後一時から午後三時三十分まで
 二 試験場所
 仙台市泉区天神沢二丁目一番一号 東北学院大学泉キャンパス
 三 受験願書受付期間
 平成二十年十二月一日(月)から同月五日(金)まで(当日消印有効)
 四 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県保健福祉部医療整備課看護班(電話〇二二・二二一・二六一五)
 ○宮城県告示第三十八号
 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間の更新をした。
 平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名 又は 名称	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量				
平成二十年 六月三十日	第四一〇号	魚かす粉末	9・0魚粕粉末	九・〇	三・〇		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり。	三陸フィッシュミ ール(株)	石巻市大門町三丁目二番 八号	平成二十六年 八月十四日
平成二十年 六月三十日	第四二二号	魚かす粉末	8・0魚粕粉末	八・〇	四・〇		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり。	三陸フィッシュミ ール(株)	石巻市大門町三丁目二番 八号	平成二十六年 八月十四日
平成二十年 六月三十日	第四二二二号	魚かす粉末	7・0魚粕粉末	七・〇	五・〇		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり。	三陸フィッシュミ ール(株)	石巻市大門町三丁目二番 八号	平成二十六年 八月十四日
平成二十年 十月一日	第四五一号	加工家きんぶん 肥料	ダテユーキペ レット	三・五	三・五	二・〇	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり。	伊達物産まほろ ば(株)	伊具郡丸森町字川田鳥菅 五番六号	平成二十六年 十月八日

○宮城県告示第三十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があった。
 平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は 名称及び住所	変更の内容		変更年月日	
				変更事項	変更前		
第五二八号	混合有機質肥料	スーパリーネオ有 機920	キズホユーキ(有)	代表者の氏名の変 更	小手川 和美	石井 範明	平成二十年 七月二十九日

○宮城県告示第四十号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。
 た。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所
平成二十年 十月十七日	第五二〇号	魚かす粉末	魚粕粉末7・5	七・五	七・五			含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり。	三陸フィッシュミ ール(株)	石巻市大門町三丁目二番八号

○宮城県告示第千四十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十年四月から十月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者若しくは 販売業者又は表示者	届出名 (及び商品名)	検査の結果										備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査		
たい肥	小原木ファーム	家さんふんたい肥	一・二	六・九	四・七	八	五三三	一七・〇	九	二五・六		立入月日七/七	

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN・窒素全量、TP・りん酸全量、TK・加里全量、TCu・銅全量、TZn・亜鉛全量、TCaO・石灰全量、C/N・炭素窒素比、水分・水分含量

○宮城県告示第千四十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十年七月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査
平成20年7月収去

製造事業場等の名称 及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の 区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造 (輸入) 年 月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
--------------------	------	------------------	--------------	----------------------	---------	--------------

株式会社稲井塩釜工場 塩釜市	同左	魚粉	60%イナホフイッシュミール	H20.7	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
-------------------	----	----	----------------	-------	------------------------	---

栄養成分に関する検査
平成20年7月収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容			
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リ ン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペクチ ン消 化 率 %	T D N %		M E kcal/ kg	その他 の検査	
株式会社稲井塩釜工 場 塩釜市	同左	60%イナホフイッ シユミール	H20.7	63.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無
清水港飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	和牛肥育飼料ばく 表	H20.7	13.0	2.4	0.29	0.51	4.3	3.2	-	-	-	-	-	-	-	無
伊藤忠飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	和牛繁殖用	H20.7	14.1	2.5	1.27	0.73	6.8	7.1	-	-	-	-	-	-	-	無
		クリーン1号クラン クフル	H20.7	22.8	6.5	1.16	0.74	2.8	5.7	-	-	-	-	-	-	-	無
イトーチユースター ミル ク	同左	イトーチユースター ミル ク	H20.7	25.8	21.0	1.17	0.66	0.4	5.9	-	-	-	-	-	-	-	無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「◎」を付けている。

○宮城県告示第十四十三号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年十月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河
原土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
一 道路の種類 県道

変 更 の 区 間	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
二 路線 名 越河角田線 三 道路の区域	角田市小田字黒内一九番一地从先から 同市小田字坂上三番四地先并び	八・二丁 一・九・四	一四・〇 二〇・〇	五〇六・〇 五〇六・〇

○宮城県告示第十四十四号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中 佐沼支店 登米市迫町佐沼字東佐沼六十四番地の四 佐沼支店 を

佐沼支店 登米市迫町佐沼字八幡三丁目一番地 佐沼支店 に改める。

別表第三第一号の表株式会社岩手銀行の項中

塩釜支店 塩釜支店 を
石巻支店 塩釜支店 石巻支店

塩釜支店 塩釜支店
大崎支店 塩釜支店 古川支店
石巻支店 石巻市旭町二十番十八号
号 大崎市古川駅前大通一丁目五番十五号
石巻市立町二丁目四番二十五号 石巻支店 に改める。

附 則

この告示中別表第二の改正規定は平成二十年十一月三日から、その他の改正規定は平成二十年十一月五日から施行する。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項の規定により開発許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
大和町流通平一番、二番、三番の一部、五番三
の 一部、五番四の一部、五番五の一部、十一番
十三番、十四番の一部、十六番の一部、十七番

二十二番の一部、二十三番の一部、二十五番、落合相川字熊野二番一番五、一番八の一部、一番十一の一部、一番十二、落合相川字塚越四十三番三の一部（一工区）
仙台市青葉区上杉一丁目二番三号
宮城県土地開発公社

人 事 委 員 会

人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十月三十一日

宮城県人事委員会
委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十八・四十

人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則
人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を次のように改正する。
別表第一知事の項中

大 阪 事 務 所 所 長 四 種 を

大 阪 事 務 所	所 長	四 種
名古屋産業立地センター事務所	所 長	七 種

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・五十三・十六

人事委員会規則七・五十三（地域手続）の一部を改正する規則
 人事委員会は、職員の手続に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・五十三（地域手続）の一部を改正する規則を制定し、
 規則中「川窪署」と「田代署」を「川窪署」と「田代署」とする。

監 査
 川窪署長 田代十一郎 田代大輔

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第191号
 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導
 教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。
 平成20年10月31日

宮城県公安委員会

委員長 藤 崎 三 郎 助

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

(2) 実施期日

平成20年12月2日（火）から平成20年12月9日（火）まで（土・日曜日を除く。）の6日間
 （12月2日から同月8日までの土・日曜日を除く5日間は、午前9時30分から午後4時50分まで、
 同月9日は、午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時00分から修了考査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
 社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人

4 受講対象者

受講対象者は、受講申込日において、次のいずれかに該当する者

(1) 最近5年間に2号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

平成20年10月31日 監 査 部 公 告 第 2005 号

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」とい
 う。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）
 に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定期則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」と
 いう。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、
 継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(4) 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委
 員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備
 業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2
 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号
 警備業務に従事しているもの

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

平成20年11月13日（木）から平成20年11月27日（木）まで（土・日曜日・祝日を除く。）の10
 日間（毎日午前9時から午後5時00分まで）ただし、先着順に受け付け、受講定員に達した場
 合は、受付期間内であっても締め切る。

(2) 申込書の提出先

宮城県内の各警察署生活安全課
 なお、郵送による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通及び受講対象者に該当することを疎明する書面
 イ 受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

(イ) 前記4 - (1)に該当する者

最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警
 備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴
 書

(ロ) 前記4 - (2)に該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ハ) 前記4 - (3)に該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2

号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記 4 - (4)に該当する者

旧 1 級検定の旧検定期則第 8 条の合格証の写し

(カ) 前記 4 - (5)に該当する者

旧 2 級検定の旧検定期則第 8 条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して 1 年

以上 2 号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

ウ 代理人が提出する場合は本人からの委任状

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第 2 条第 1 項の表第63の項に基づき、38,000 円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢 1 丁目 4 番 11 号

社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課 (電話番号022 - 221 - 7171 内線 3184)